

平成30年度 事業計画

I 事業方針

近年、食品産業の技術の進歩による多種多様な食品の開発、広域流通食品や輸入食品の増加などにより、消費者の食生活はますます豊かなものになって参りました。

しかしながら、食品業界の積極的な自主衛生管理にもかかわらず、依然としてノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒が多発しており、本県においても、これらを原因とした大規模な食中毒事件の発生をみています。

このことは、消費者の食の安全に対する不安や不信感を招くものであり、大変危惧される状況にあります。

こうした中、食品の生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心確保対策を関係者全体で取り組むことができるよう、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」が昨年4月1日から施行されました。

今後は、関係者がそれぞれの責務と役割を果たしながら、食品の安全・安心確保に取り組んでいくこととなります。

また、今年度から予定されているHACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化については、食品衛生協会が一丸となって対応に当たり、正しい知識に基づく制度の普及啓発が求められます。

当協会では、「公益社団法人」としての自覚を再認識し、会員一丸となって自主衛生管理体制を推進し、行政機関や他の団体等との連携を密にし、食品衛生指導員による巡回指導やキャンペーン等の地域活動、各種衛生講習会等の開催、食品衛生情報紙、ホームページ等による広報活動及び食中毒予防のためのシンポジウム等のリスクコミュニケーションを推進し、「食の安全・安心」及び「食の信頼」の確保に寄与してまいります。

II 事業計画

A 食品衛生指導員活動の充実・強化について

食品衛生指導員は、安全で衛生的な食品を提供できるよう様々な実践活動を行い、県民の食品衛生の向上と健康の保護に寄与することを目的に、食品衛生協会活動の中核として活動します。

1 食品衛生指導員の巡回指導の基本方針等

指導員は、食品衛生にかかわる研修等を積み、地域の事業者から信頼され、巡回指導をはじめとした食品等事業者の自主衛生管理を推進するという、食協活動の重要な役割を担っています。

1) 巡回指導は笑顔と挨拶から

指導員のみなさんが会員との架け橋になることから食品衛生の第一歩は始まります。

2) 少しの改善がお店や事業の発展に

営業者の皆さんが日頃行っている衛生管理をあらためて確認し、同じ目線に立ってアドバイスしましょう。

3) 正しい手洗いの徹底

食品衛生の基本は「手洗い」です。手洗いのタイミング、手洗いの不徹底による食品への二次汚染を防ぐことなど、「手洗い」には重要な要素が含まれています。「手洗いマイスター」を中心に、手洗いの必要性を説明し、手洗いの方法等を広く指導しましょう。

2 巡回指導の重点指導項目

1) 平成30年度の日食協補助金事業（食品衛生指導員活動特別補助金）である食品衛生指導員活動（案）は次のとおりである。

① 食品衛生指導員の研修

従来から実施している食品衛生指導員研修会を活用し、「HACCPの考え方に基づく衛生管理」をテーマに研修会を実施する。

② 食品等事業者に対する普及啓発

平成30年度巡回指導重点指導項目

「HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施」

巡回指導等により、会員をはじめとする飲食店事業者に対し、普及啓発用リーフレットの配布等を実施し、推進を図る。

2) 平成30年度の県費補助金事業である食品衛生指導員巡回指導の重点指導項目は次のとおりである。

① HACCPの考え方に基づく食品衛生管理体制の確立

② 食品衛生管理等の記録及び保存の徹底

③ 正しい食品表示の実施及び表示の確認の徹底

④ 食品衛生責任者の設置・届出の徹底

⑤ 適切な手洗いの方法の指導

⑥ 食品衛生情報紙の配布及び情報の伝達

3 食品衛生指導員研修会の開催

食品衛生指導員の資質の向上を目的として、次のとおり研修会を開催する。

- ・ 第一次研修会は、各ブロック別に担当支所のもとに実施する。
- ・ 第二次研修会は、全体で県支部のもとに実施する。

B 食品衛生の普及・啓発について

1 食品衛生月間事業

月間中に行政、食品等事業者及び消費者等と協力して次の事業を行う。

- ・食中毒予防シンポジウム等の開催
- ・行政、食品等事業者及び消費者による懇談会の開催
- ・懸垂幕、ポスターの一斉掲示
- ・リーフレット、うちわ等の街頭配布による広報活動
- ・食品衛生講習会、食品衛生相談室の開催
- ・食中毒予防パレード、広報車による街頭宣伝巡回
- ・その他の啓発事業

2 食中毒予防講習会の開催

食中毒予防講習会を行政と協力して開催する。

3 食品衛生責任者養成講習会の開催

福岡県食品衛生法施行条例により、食品取扱い施設ごとに設置が義務付けられている食品衛生責任者の養成講習会を行政の支援により開催する。

また、食品衛生責任者の掲示の推進を図る。

4 ふぐ処理師試験準備講習会

「福岡県ふぐ処理師試験」に際し、受講者に対して事前に福岡県ふぐ処理師試験準備講習会を開催し、ふぐ毒による食中毒予防の推進を図る。

5 HACCPの普及推進

HACCPの考え方に基づく衛生管理の制度化に備え、HACCP研修会への積極的な参加を働きかけ、指導員、事業者等の資質の向上を図る。

6 ホームページ等の充実

営業者はもとより消費者等にも食品衛生に関する情報を提供する。併せて食品衛生協会への理解を図る。

7 食品衛生情報紙等の発刊等

「食品衛生情報ふくおか」を月1回発刊し、最新の食品衛生関係の情報や協会の活動状況等を速やかに提供する。

食中毒予防講習会テキスト、食中毒予防啓発用ポスター・リーフレット等の作成、ふぐ処理師教本の作成、ふぐによる食中毒予防ポスターの作成、各支所発行の食品衛生カレンダーの作成支援及び食品衛生教育用DVD等の購入、貸出を行う。

8 月刊「食と健康」の購読者拡大と食品安全活動

支所の目標数を指導員委嘱数として購読を推進し、指導員の資質の向上及び巡回指導等での活用を行う。

C 大会及び表彰について

1 福岡県食品衛生大会の開催

福岡県の後援で、特別講演及び各種表彰・感謝状贈呈等を行う。

2 各種大会への参加

1) 平成30年度(公社)日本食品衛生協会九州ブロック連絡協議会

平成30年 5月15日(火) ホテルメルパルク熊本

第59回九州ブロック大会

平成30年 5月16日(水) 熊本産業展示場グランメッセ熊本

2) 第58回食品衛生指導員全国大会及び第63回食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式 於：東京都

平成30年10月24日(水) 食品衛生指導員全国大会 会場 ニッショーホール

平成30年10月25日(木) 表彰式 会場 明治座

3 表彰等に関する事業

- 1) 食品の衛生管理に優れ、他の模範となる施設及び食品衛生の普及向上に貢献した営業者等の表彰を行う。
- 2) 厚生労働大臣、厚労省生活衛生・食品安全部長、日食協会長、同理事長、福岡県知事及び保健医療介護部長表彰候補者の推薦を行う。
- 3) 叙勲候補者の推薦を行う。

D 共済事業及び健康管理について

被害にあった消費者等に対する救済(消費者保護)という社会的責任を果たすための会員の賠償資力の確保、営業者の経営の安定及び福利厚生を目的に各種共済の加入促進に努める。

1 賠償共済

1) 食品営業賠償共済

2) 「あんしんフード君・スーパーあんしんフード君」(総合食品賠償共済)

すべての会員が何らかの賠償共済に加入することを最終目標とする。又、従前の「食品賠償共済」から「あんしんフード君」「スーパーあんしんフード君」への切り替えを促進する。

2 火災共済

会員の福利厚生を目的に、火災共済への加入の促進を図る。

3 食協生命共済

営業者、従業員及びその家族の福利厚生を目的に、加入促進を図る（ジブラルタ生命保険株式会社と団体契約）。

4 会員の健康管理

食品取扱者の健康管理の一環として、定期健康診断及び検便の督促に努める。